中小企業信用保険法第2条第6項 の規定による認定申請書(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者 <u>住 所</u> 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、<u>OOO(注1)</u>の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 事業開始年月日
- 2 (1) 売上高等
 - (イ) 最近1か月間の売上高等

年 月 日

円

円

 $\frac{\mathsf{B}-\mathsf{A}}{\mathsf{B}}$ × 100

A:信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

 $\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

- (注) 〇〇〇には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。 (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第6項 の規定による認定申請書

令和	年	月	В
13 1 H		,,	

三芳町長 林 伊佐雄 殿	
申請者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u>	
私は、()の発生に起因して、 が必要となっており、かつ、下記のとおり売上 発生により、経営の安定に支障が生じておりま 6項の規定に基づき認定されるようお願いしま	すことから、中小企業信用保険法第2条第
記	
1 事業開始年月日2 (1)売上高等(イ)最近1か月間の売上高等	年 月 日
<u>B-A</u> B ×100 A:信用の収縮の発生における最近	減少率 %(実績) 1か月間の売上高等
B:Aの期間に対応する前年 1 か月	円 間の売上高等 <u>円</u>
(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見 <u>減少</u> (B + D) - (A + C)	· ·
$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D}\times1$	00
C:Aの期間後2か月間の見込み売	上高等

円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注) () には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信 用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第6項 の規定による認定申請書

令和	在	日	н
コリイン		л	-

三芳町長 林 伊佐雄 殿

申討	青者	
住	所	
氏	名	印

私は、(______)の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 事業開始年月日
- 2 (1) 売上高等
 - (イ) 最近1か月間の売上高等

減少率

年 月 日

%(実績)

円

円

$$\frac{\mathsf{B}-\mathsf{A}}{\mathsf{B}}$$
 ×100

A:信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

<u>減少率 %(実績見込み)</u>
(B+D)-(A+C)
B+D ×100

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

- (注) (_____) には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。 (留意事項)
- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

三芳観収第 号 令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 三芳町長 林 伊佐雄